

第 292 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-14-18 A-PLACE 金山 5F
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 27 年 10 月 13 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 291 回

このところ景気が少し悪化し、株価も下がってきています。これからどうなるか心配ですね。

こういう時こそ「自主、独立心」「自立心」の向上が必要ですね。

- たとえば、商品の売上が前年比で 5% も下がった、こういう時どう考えるか、外部環境のせいと考えるか、それとも・・・

この時お客様が変化しているのに自分たちが変化せず、ズレが生じたと考えてみてください。そして、お客様に会って（すなわち現場に行って）聞いてみてください。そして問題点を徹底的に質問し、改善（商品の質やサービスの仕方を）してみてください。何か **ピカッ** とくるものがあるはずですよ。

それが自主独立ですね！！

- また、最近上司が部下を叱れない会社が増えてきています。

叱って雰囲気が悪くなるよりは黙っていようと叱ることができないのは信念も思いも希薄な証拠（？）です。リーダーが叱らざるを得ないときに叱らないと組織は弱体化します。

「部下に成長してほしい」という思いがあるから叱れるのですね。

これも「あなたの自立心」ですね！！

負けてたまるかの精神でがんばってください。

前田の《今人生を語る》第 196 回

めざめよ日本人 (119)

ロンドンでは、1日6時間しか働けません。働いてはいけません。
フランスでも土・日はほとんどの店舗が休みます。
こんなヨーロッパが今後果たして生き残っているのでしょうか？
仕事がある、残業がある、失業率が5%以下のこの日本を改めて誇りに思います。
もっと働き、もっと研究し、もっと学問をすれば、きっと中国にも、韓国にも負けることはないと思いますが・・・

平成 27 年度の税制改正により、所得税法等の一部が改正され、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等及び公的年金等について、源泉徴収及び給与等の年末調整において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならないこととされました。今回はこの改正についてご紹介させていただきます。

1. 親族関係書類

(1) 親族関係書類の概要

親族関係書類とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（例えば戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などの書類で国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）
※一つの書類で国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の全てが記載されていない場合は複数の書類を組み合わせる必要があります。

(2) 注意事項

- ① 親族関係書類は、国外居住親族の旅券の写しを除き、原本の提出又は提示が必要です。
- ② 一つの書類だけでは国外居住親族が居住者の親族であることを証明することができない場合は複数の書類を組み合わせる必要があります。
- ③ 16 歳未満の非居住者である扶養親族（扶養控除の対象とならない扶養親族）であっても障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要となります。

2. 送金関係書類

(1) 送金関係書類の概要

送金関係書類とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類（具体的には外国送金依頼書の控え等が該当します。）
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類（具体的にはクレジットカードの利用明細書等が該当します。ただし、居住者がクレジットカード発行会社と契約し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を居住者が支払うこととしているものに係る明細書が該当することになります。）

(2) 注意事項

- ① 国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要になります。例えば、配偶者と子がいる場合で、配偶者にまとめて送金している場合には、その送金関係書類は配偶者のみに対する送金関係書類として取り扱われます。
- ② 送金関係書類については、扶養控除等を適用する年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。ただし、同一の国外居住親族への送金等が年 3 回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出と各国外居住親族のその年最初と最後に送金等をした際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の送金関係書類の提出又は提示を省略することができます。